

BIM図面審査制度について

2025年10月16日（木）

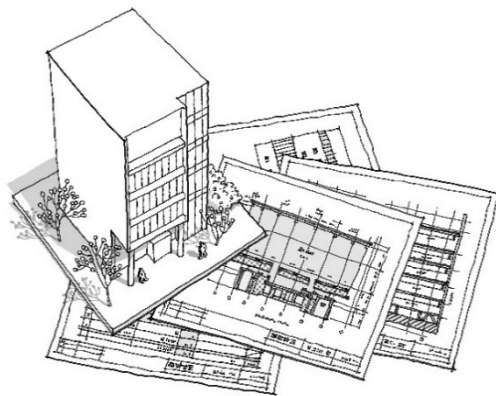
- BIMとは、①及び②の情報が入った「建物情報モデル」を構築するシステム。
 - ① 3次元の形状情報
 - ② 室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報

現在の主流 (CAD)

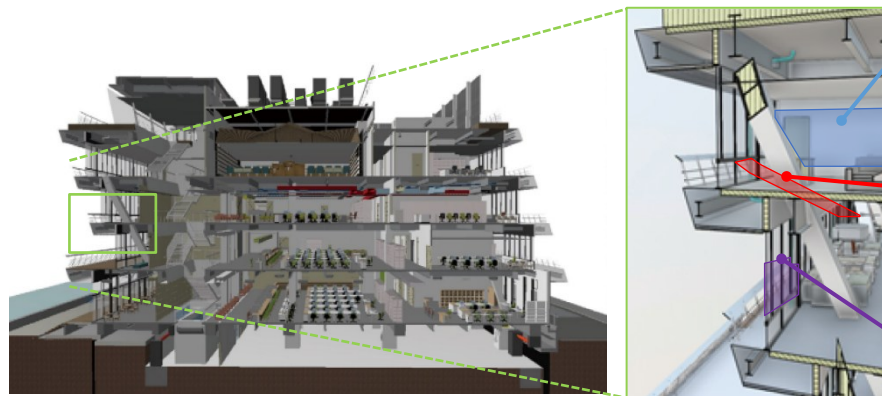
- 図面は別々に作成
- 壁や設備等の属性情報は図面とアナログに連携
- 竣工後は設計情報利用が少ない

BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス

- 1つの3次元形状モデルで建物をわかりやすく「見える化」し、コミュニケーションや理解度を向上
- 各モデルに属性情報を付加可能
- 建物のライフサイクルを通じた情報利用／IoTとの連携が可能



平面図・立面図・断面図／構造図／設備図



BIMモデル
(建物全体)

BIMモデル
(室内部分を拡大)

<壁の属性情報>

- ・壁仕上、下地材
- ・壁厚
- ・遮音性能
- ・断熱性能
- ・不燃・準不燃・難燃
- ・天井裏の壁の有無 等

<柱の属性情報>

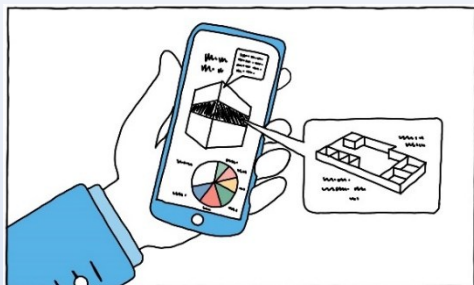
- ・構造、材種
- ・材料強度
- ・仕上、下地材
- ・不燃・準不燃・難燃 等

<開口部の属性情報>

- ・開閉機構
- ・防火性能
- ・断熱性能
- ・金物、錠、ハンドル 等

高品質・高精度な 建築生産・維持管理の実現

いいものが



- 3Dモデルの形状と属性情報により空間を確認できることで、建築のプロでない人でもイメージを共有
- 設計・施工時の情報が一元管理されることで、建築生産の効率的な品質管理を実現
- 完成後も活用可能なデータにより、最適な維持管理、資産管理、エネルギーマネジメントを支援

高効率なライフサイクルの実現

無駄なく、速く



- 投資効果の可視化（コストマネジメント）による迅速な意思決定
- 設計・施工・維持管理段階の円滑な情報の伝達により、無駄のない建物のライフサイクルを実現
- 設計・施工の各工程の作業効率化
- 維持管理の省力化の実現
- 海外との共通・競争基盤としてのBIMの確立

社会資産としての 建築物の価値の拡大

建物にも、 データにも 価値が



- 適正かつリアルタイムな資産評価・資産管理の実現
- センサー等との連携による建築物へのサービスの拡大
- ビッグデータ・AIの活用による建築物を起点とした新たな産業の創出
- インフラプラットフォームとの融合による最適ナリスク管理の実現



- ①BIMによる確認申請を可能に
- ②設計・施工・維持管理間の横断的な活用の円滑化
- ③維持管理・運用段階の利用促進
- ④中小の設計事務所・建設業者のBIM活用促進

社会実装を加速化

- 部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF（タスクフォース）を設置し、社会実装を加速化。

建築BIM推進会議

〔参加者〕 建築物の設計、施工、維持管理などに係る省内関係部署、民間関係団体、学識、国土技術政策総合研究所、建築研究所等

部会①

国土交通省

BIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備

【R5新設】

戦略WG

各TFの進捗管理、部会①の部会長への報告

【R5新設】

審査TF

〔 BIMによる建築確認の環境整備 〕

〔リーダー：部会3〕

【R5新設】

標準化TF

〔 データ連携環境の整備 〕

〔リーダー：部会5〕

一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)

BIMを活用した確認検査の運営支援

部会②

BIMライブラリ技術研究組合(BLCJ)

BIMの形状と属性情報の標準化

部会⑤

buildingSMART Japan

BIMの情報共有基盤の整備

部会③

建築確認におけるBIM活用推進協議会

BIMを活用した確認検査の実施

部会④

日本建築積算協会

BIMによる積算の標準化

BIM図面審査

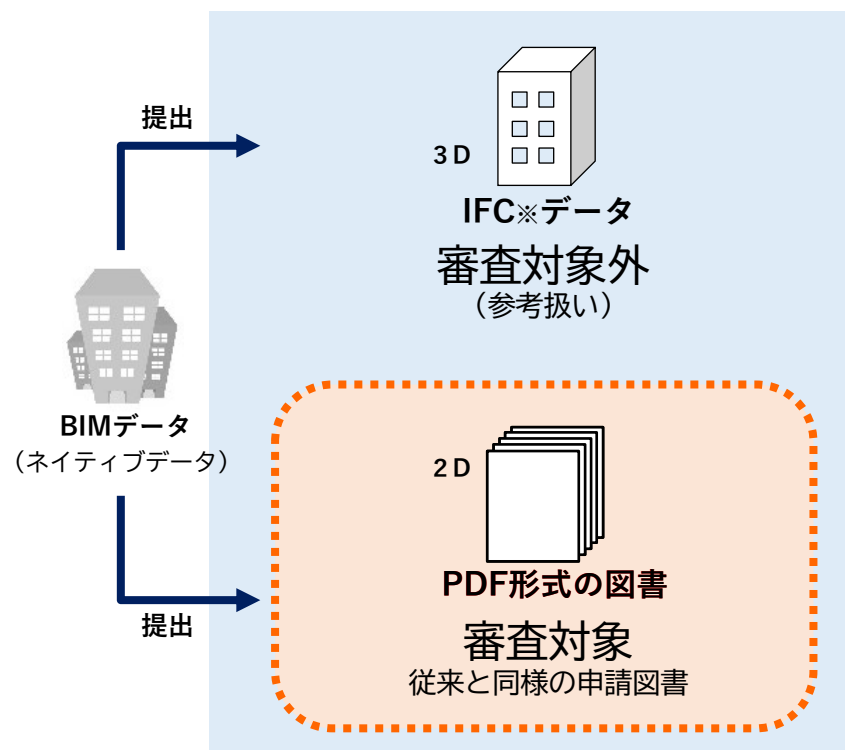
BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2026年4月1日
(予定)

開始

2027年度～

順次拡大



BIMデータ審査

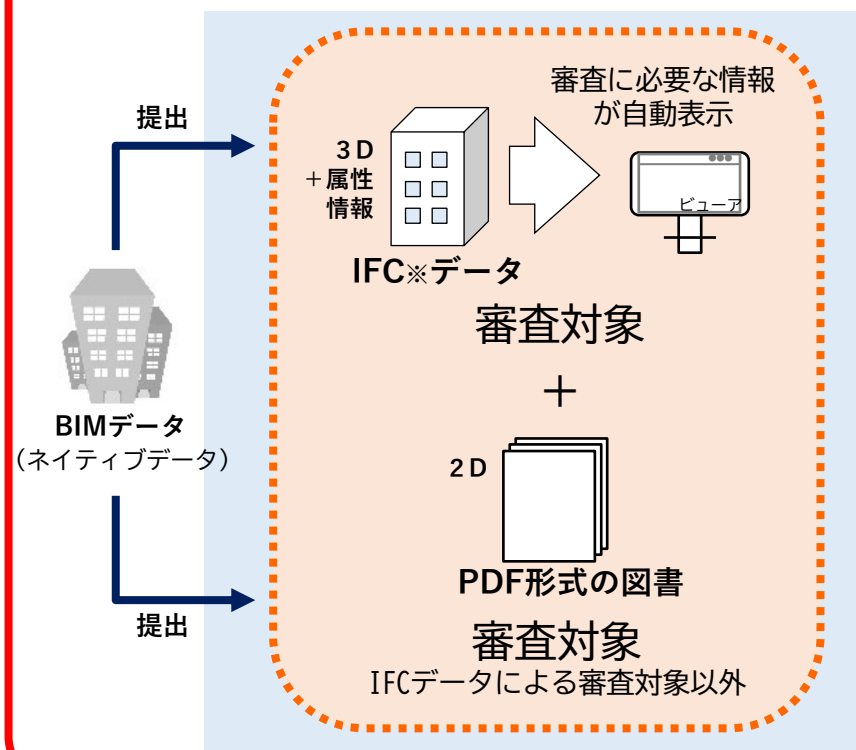
IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

2029年春

開始

将来像

IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大



建築業界全体の生産性の向上を
実現するため、設計・審査・施工・保守の各工程で
BIMデータの活用の普及

2029年春

(標準化された)
BIMデータの活用

BIMデータ審査

- ✓ 建築に関わるデータが正規化
- ✓ 審査支援機能による審査期間の短縮と
審査業務の効率化

2026年4月

BIM活用の
普及を後押し

BIM図面審査

- ✓ 2D図面審査と同等、あるいはそれよりも手間が
かからない申請・審査の実現
- ✓ 審査支援機能実現のための審査データの標準化

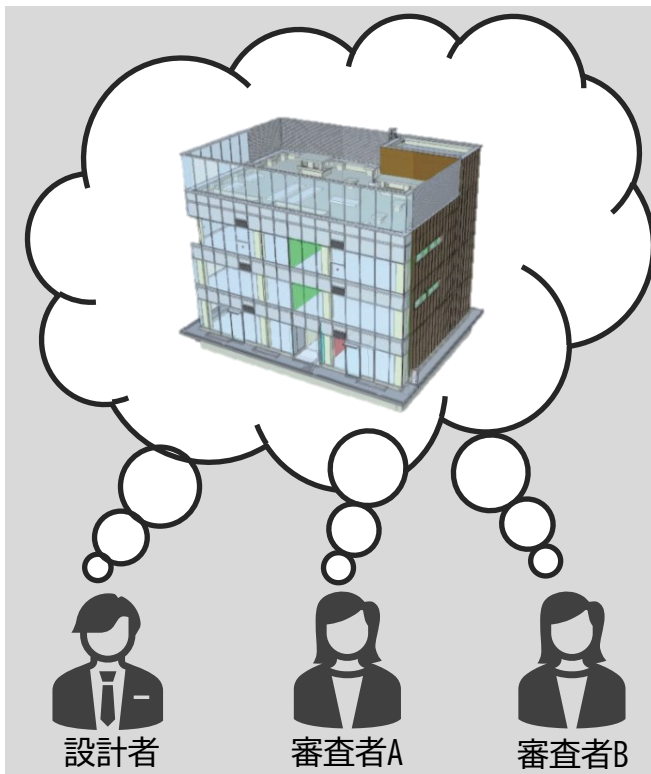
現在

**2D図面審査
(2D CAD)**

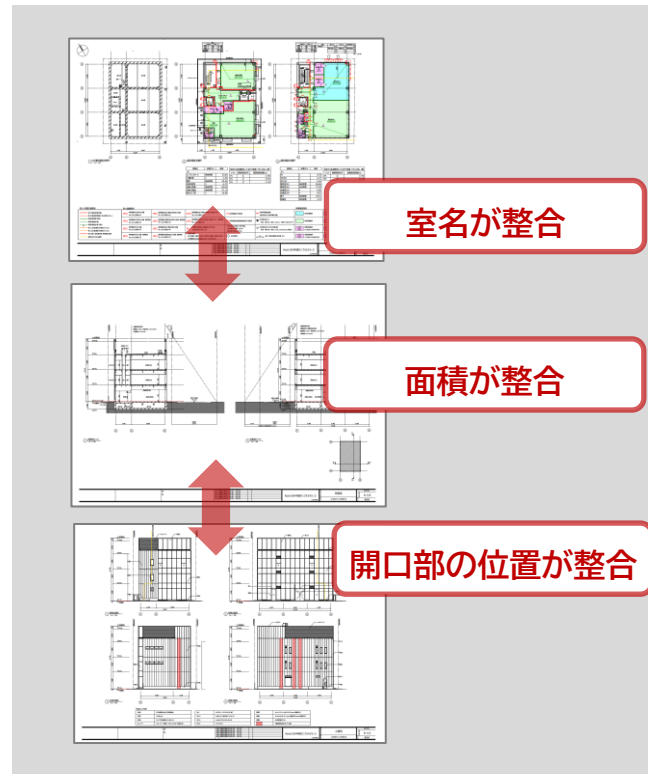
<BIMによる確認申請（BIM図面審査）の方針>

1. 図面の作成に使用した3Dモデルを申請時に提出することで建物の形状把握を容易にする。
2. BIMにより図面作成を行った範囲においては、審査における整合性の確認を省略する。
3. 3Dモデルの閲覧ができる機能と、図面データの管理ができる申請・審査用のプラットフォーム（確認申請用CDE）を利用する。

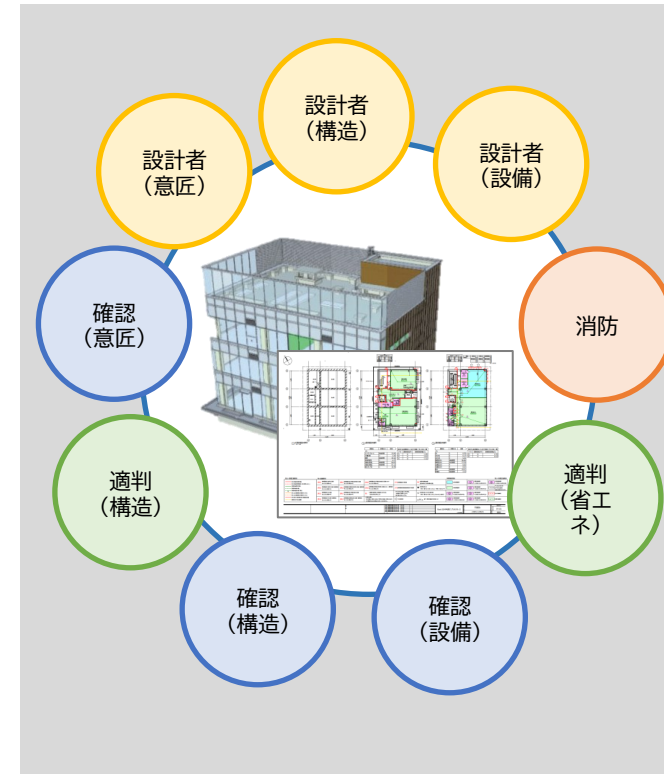
これらの方針により、確認申請の申請・審査の効率化を進めることを目指す。



3D形状による建物把握の容易さ



3Dモデルからの切り出しによる
各図面間の整合



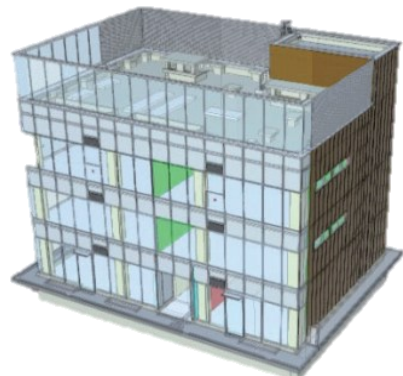
申請・審査用のプラットフォーム
（確認申請用CDE）

1. 図面の作成に使用した3Dモデルによる建物の形状把握

- 3Dデータを見ることで、図面だけではわかりにくい建物の形状を理解しやすくなる。
- 法規上条件の厳しい箇所の特定がしやすくなる。



確認申請図面



3Dモデル（BIMデータ）

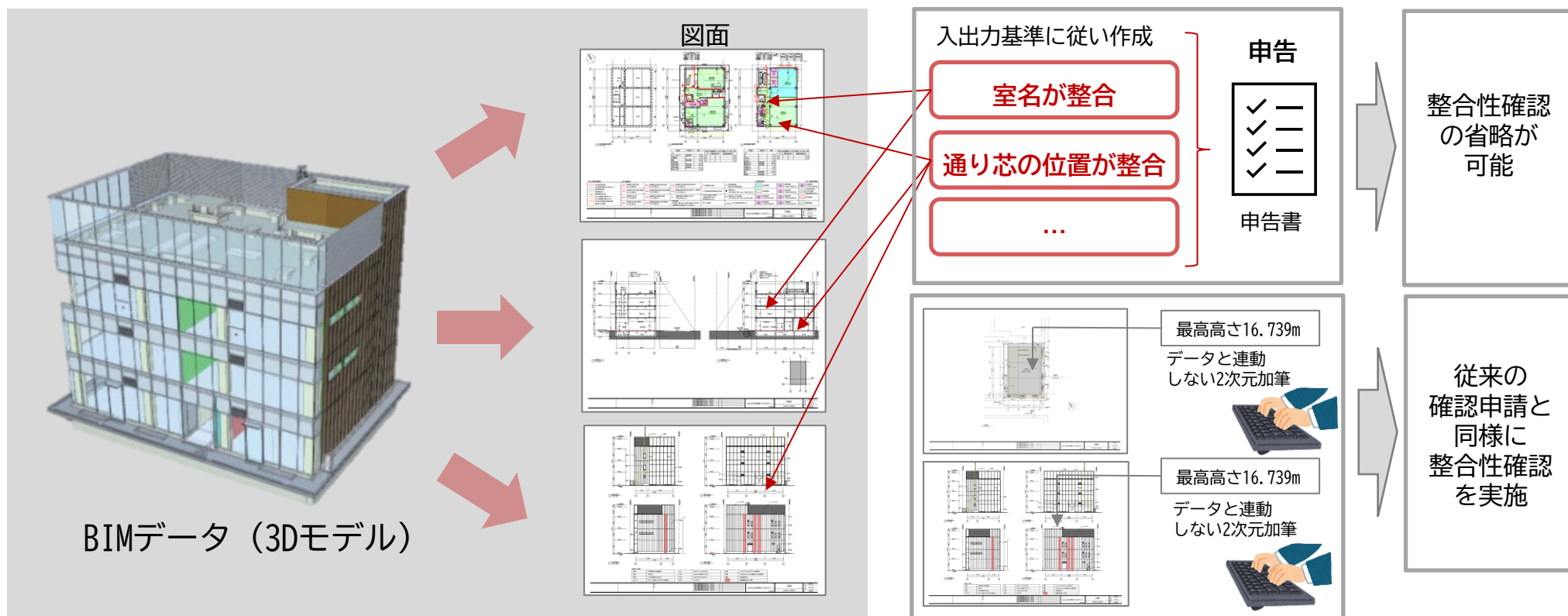
- 確認申請図面に加え、IFCデータをBIMビューアで閲覧することで、建築物の形状に係る審査者の理解が向上することが期待されます。

高さ制限の厳しい位置は、
IFCデータ（立体）で
見るとわかりやすいな…



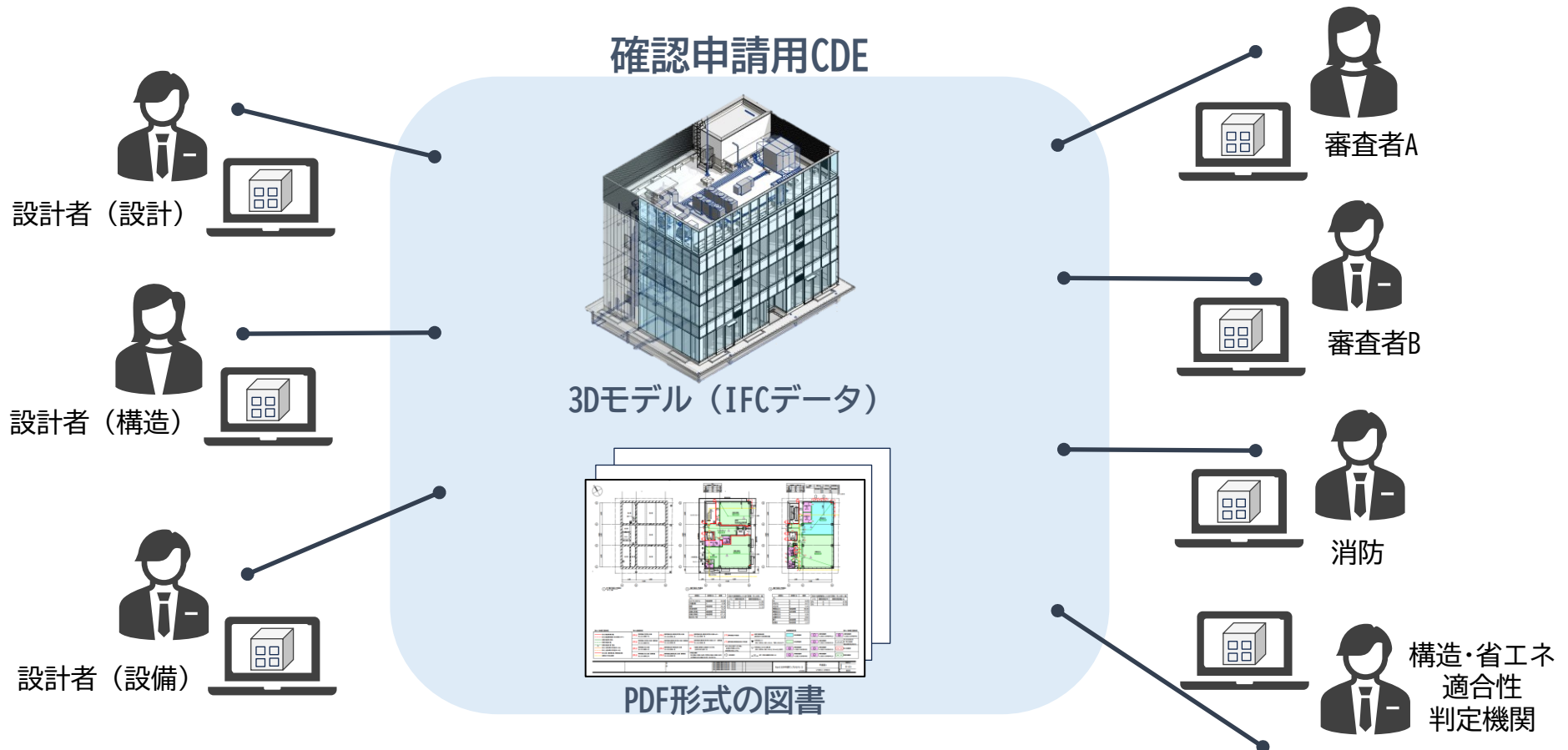
2. BIMにより図面作成を行った範囲における整合性確認の省略

- 図面作成の方法（入出力基準）を遵守する必要がある。
- 該当する項目は、設計者が申告する。（申告書）
- 申告書に基づき対象となる図面・項目について整合性確認の省略ができる。



3. 図面データ管理・3Dモデル閲覧が可能な申請用のプラットフォーム（確認申請用CDE）の利用

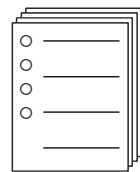
- 3Dデータ閲覧にかかる負担（BIMソフトごとの環境を用意するコストや操作方法）の軽減される。
- 図面のステータス（審査中、指摘回答待ちなど）管理や指摘事項送付機能等により効率化できる。



- 申請者は、一定のルール（入出力基準）に従いBIMデータを作成し、これを活用してPDF形式の図書とIFCデータを書き出します。また、入出力基準に従っている旨の申告書や、その他必要な図書等を準備し、確認申請用CDEにアップロードし、確認申請を行います。
 - 審査者は、確認申請用CDEにアップロードされた申請図書により審査※を行います。
- ※IFCデータは審査対象ではなく、形状理解のための参考として活用

○入出力基準

BIMデータから出力された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準



入出力基準に基づき、BIMデータを作成

作成にあたり、参考テンプレートを使用することが可能（使用は必須ではない。）



BIMデータ
(ネイティブデータ)

BIMデータからIFCデータ(①)とPDF形式の図書(②-1)を出力

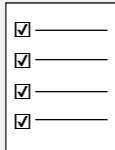


(BIM由来でない図書)

一部の図書はCAD等で作成しPDF化(②-2)



申請者（設計者）

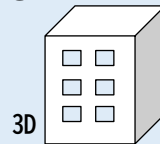


入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことをチェック(③)

①②③を提出

確認申請用CDE※1（BIM図面審査用のCDE）

①IFCデータ※2

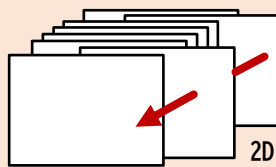


3D

審査対象外（参考扱い）

審査対象

②PDF形式の図書（従来と同様の申請図書）



2D

整合性確認※3（一部を省略）

申告書による申告に基づき、一部の整合性確認を省略

③入出力基準適合申告書

入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことについて、設計者が申告する書類



BIMビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用



審査者



- ☒ 整合性の確認
- ☒ 明示事項の審査
- ☒ 法適合の審査

審査

整合性の確認を省略する範囲を確認

- ※1 ICBA確認申請用CDEの審査環境を標準とする
- ※2 BIMの共通ファイルフォーマット
- ※3 図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。

- 設計者は、入出力基準に従い入力・出力（表示・表記）を行い、書き出したデータであることを申告します。
- 審査者は、設計者の入出力基準への適合の申告に基づき、当該事項について整合性確認を省略することができます。

✓ 入出力基準(案)

I) 「形状」に関する基準

:BIMの機能により、オブジェクトを入力し、同一のオブジェクトから複数の図に図示する。

【記入例】

○外壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力する。

II) 「属性」に関する基準

:BIMの機能により、オブジェクトに入力した同一の属性情報を複数個所に図示する。

【記入例】

○防火設備の種別は、ドア/窓のオブジェクトに属性情報として入力する。

III) 「計算」に関する基準

:BIMの機能により、オブジェクトの長さや領域の面積を自動で算出すること及び四則計算を自動で計算し、計算結果を複数の図表で表示する。

【記入例】

○建築面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、合計値は自動計算を用いる。

○参考テンプレート



入出力基準を満たす設定をした作業環境

✓ 手間のかかる調整や表示、設定等を事前に用意

✓ ソフトウェアや案件毎の必要に応じて整備
(用途や規模に応じた入力のバリエーション)

✓ 整合性確認省略の対象(案)

1) 図面と図面の形状に関する整合

:同一のオブジェクトを表示しているので複数の図で形状・位置が整合する

【記入例】

○図面と図面(各階平面図・立面図等)の壁オブジェクトの形状・位置

2) 図面と図面の属性情報の表記に関する整合

:同一の属性情報を図示しているので複数の図で属性情報から引用した表記が整合する

【記入例】

○図面と図面(各階平面図・建具表等)の防火設備の種別の表記

3) 図面と表の計算値等に関する整合性

:計算機能により、図と整合した面積が算出される(=図と表が整合する)、計算機能により正しく四則計算される

【記入例】

○図と表(求積図と面積表(建築面積の値))の形状と計算値の表記

入出力基準の項目		入出力基準に従い作成した図書	
図書の種類	図書の部分	入出力基準に従い作成した図書	
		図書の種類	図書の部分
第-001	敷地境界線	①形状	
		②種別	
		③各辺の長さ	
		④敷地面積	
第-002	方位	—	
第-003	通り芯	①形状	
		②符号	
		③通り芯間の寸法明記	

申告書(第一面)

・建築物の名称

・設計図書を作成した者

・BIMソフトウェア名等

申告書
(第二面以降)

図書の種類

	—	○	○	—	—
	—	○	○	—	—
	—	○	△	—	—
	—	○	○	—	—
部分	—	○	○	—	—
	—	○	○	—	—
	—	○	○	—	—
	—	○	○	—	—
	—	○	○	—	—
	—	○	○	—	—

○:全ての部分において基準に従い作成
△:一部分において基準に従い作成
—:基準に従い作成していない又は該当しない

整合性確認

※整合性確認

PDF形式の図書について、申告書を基に省略する範囲を確認する

入出力基準に従い
BIMデータを作成

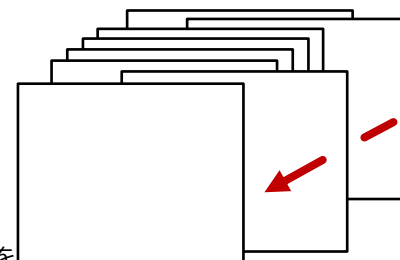


BIMデータ

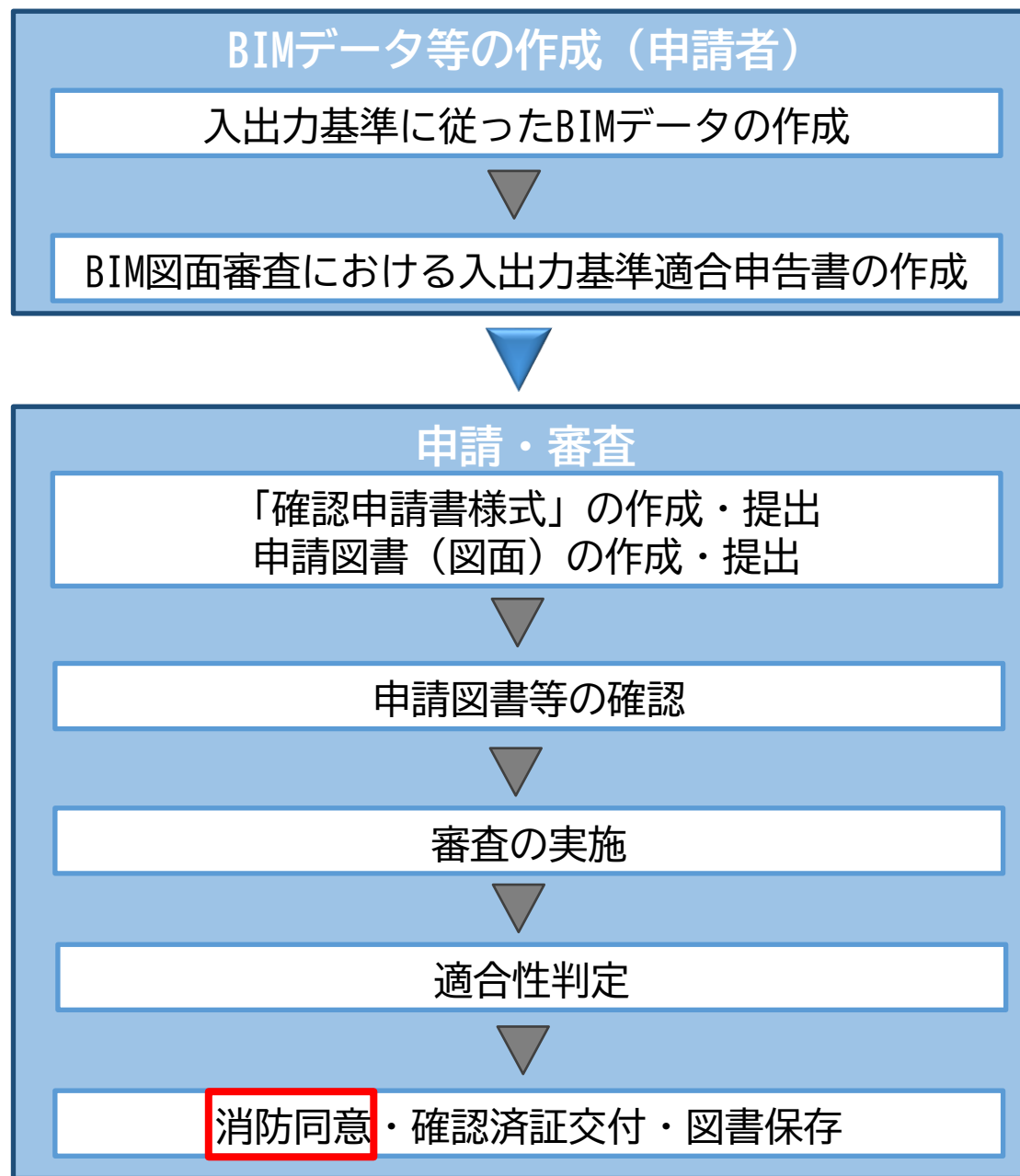
BIMデータから書き出し



テンプレート等を用いてBIMデータを作成し、PDF図面+IFCデータを書出し



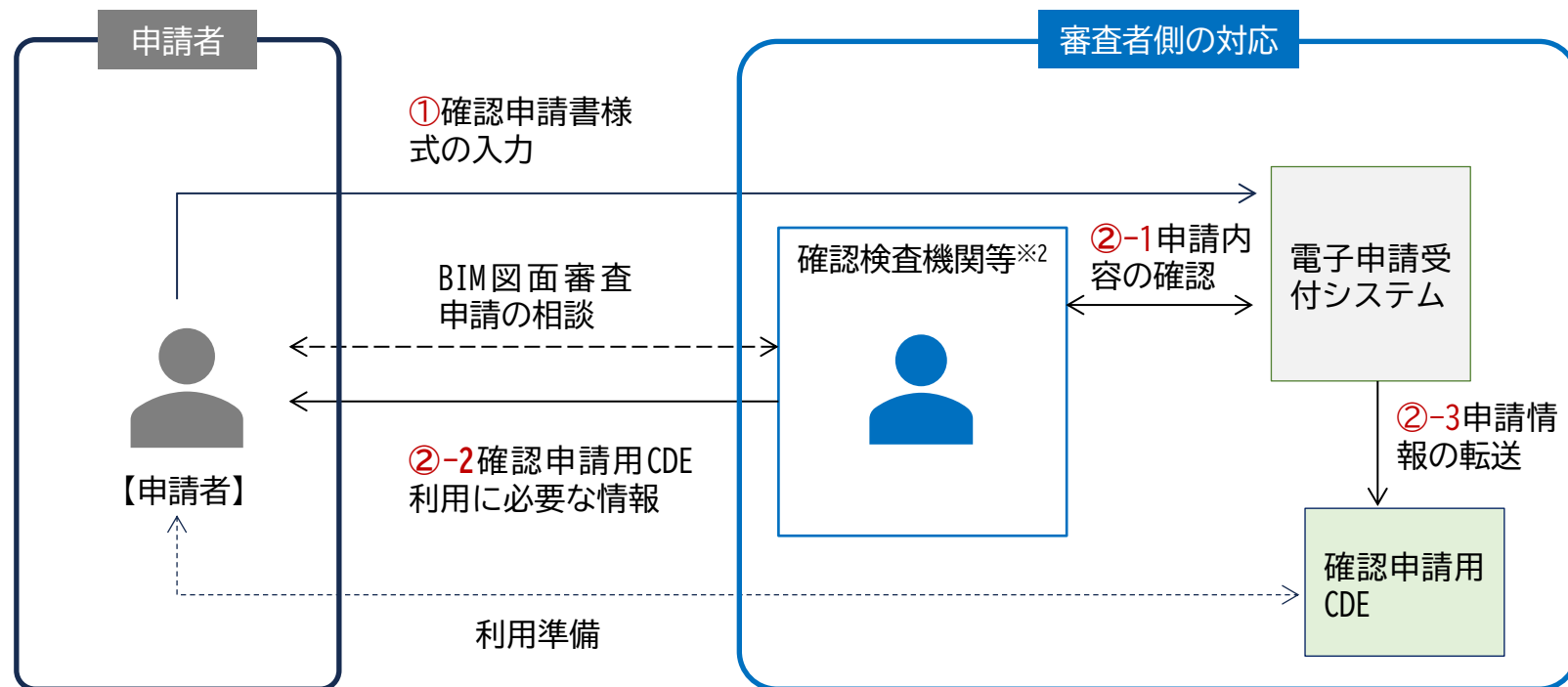
PDF形式の図書



BIM図面審査用の
申請・審査環境を
利用

- ① 申請者は、確認申請書様式※1を作成し提出する。
- ② 審査者は、申請情報を確認した上で、申請者が確認申請用CDEへアクセスするために必要となる情報を申請者に通知する。また、申請書情報を確認申請用CDEに転送する。

※1:施行規則第1条の3第1項に定める別記様式、施行規則第2条の2第1項に定める別記様式、第3条第1項に定める別記様式をいう。

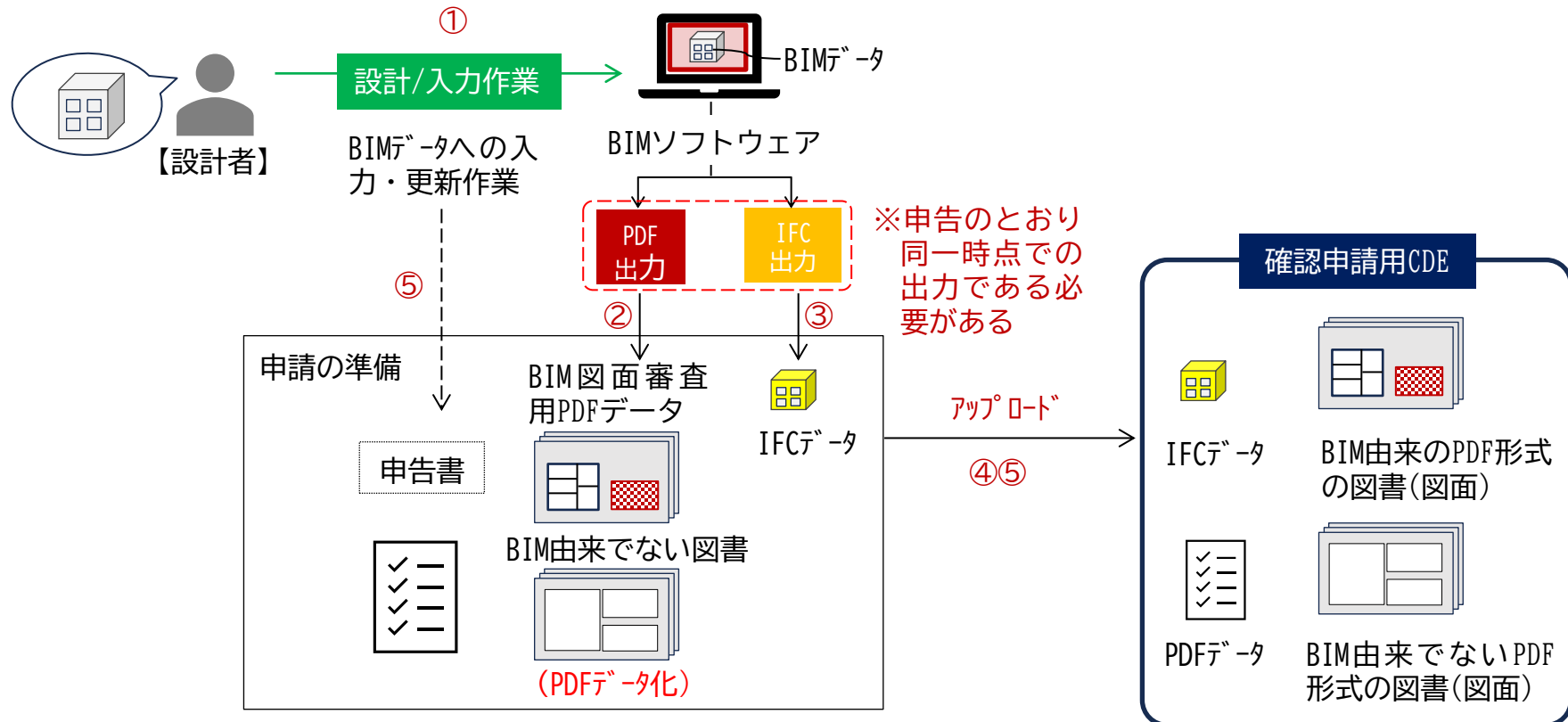


ICBA電子申請受付システム及びICBA確認申請用CDEを利用する場合※3のフロー

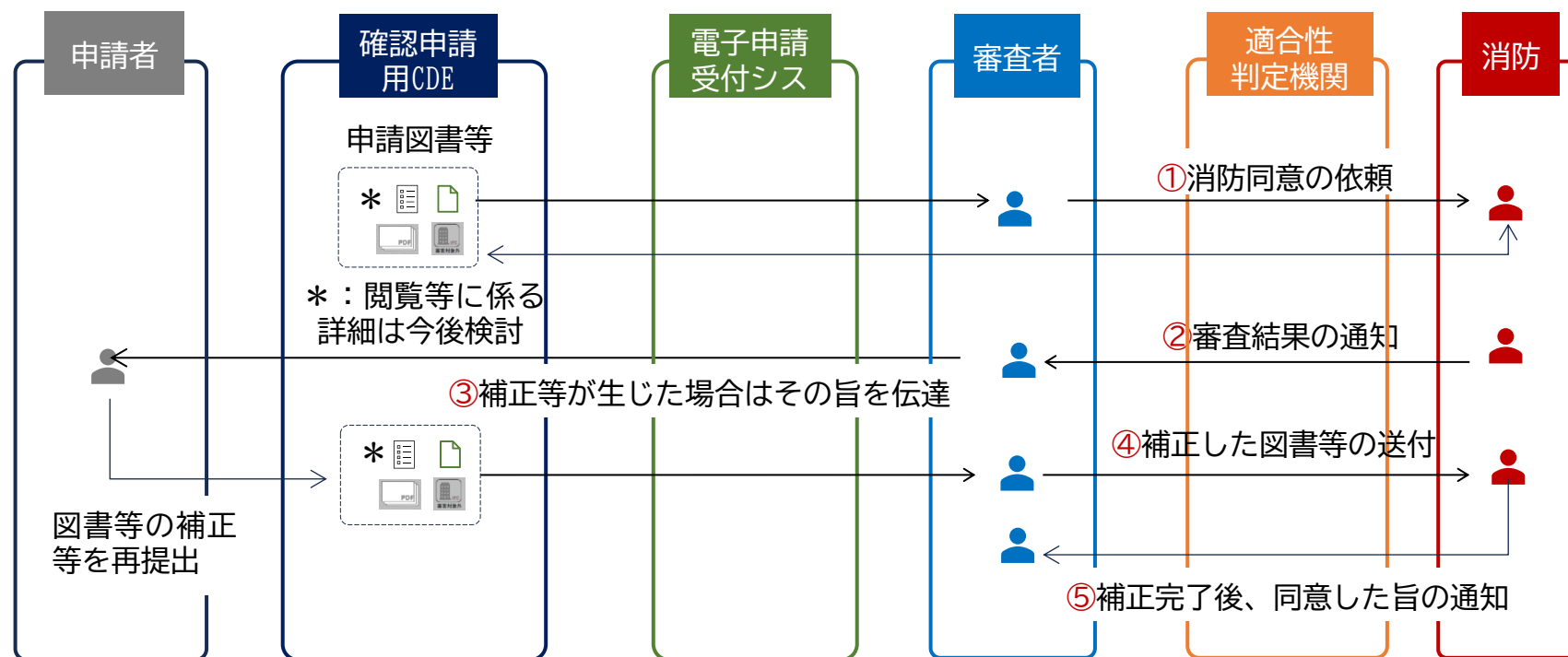
※2 指定確認検査機関及び特定行政庁

※3: ICBA電子受付システム以外のシステムを使う場合の確認申請書の提出方法については、審査者側の受付方法に従う

- ① 設計者は、入出力基準に従いBIMソフトウェアでBIMデータ（ネイティブデータ）を作成する。
- ② BIMソフトウェアによりPDF形式の図書を書き出す。
- ③ 申請図の基となったBIMデータ（ネイティブデータ）を、BIMソフトウェアによりIFCデータに変換する。
- ④ PDF形式の図書及びIFCデータを提出する。
- ⑤ 設計者は申告書を作成し提出する。



- ① 審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下、「消防長等」という。）に同意を依頼する。
- ② 消防長等は、図書を確認し、審査結果を通知する。
- ③ 消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝える。
- ④ 申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。
- ⑤ 消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。



<適合性判定>

⑥ 適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。

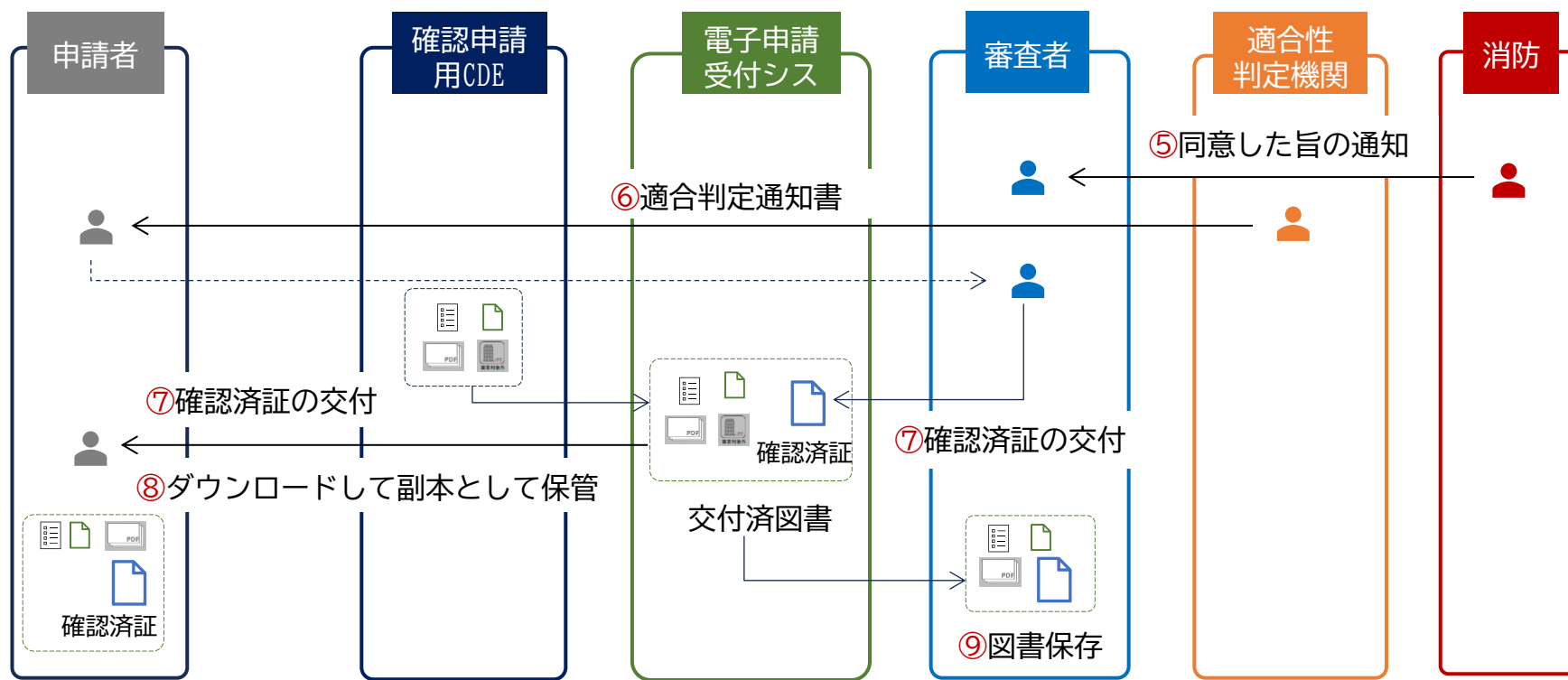
<確認済証の交付>

⑦ 審査者は消防同意した旨の通知及び適合性判定の通知書受領後、確認済証を交付する。

⑧ 申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。

<図書保存>

⑨ 審査者は、確認済証を交付したPDF形式の図書を正本として法定の期間保存する。



<ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ>

○建築計画の申請・審査【建築基準法第6条関係】

○確認申請書の様式【規則第1条の3関係】

○確認審査等に関する指針【H19告示835号】

●必要に応じ規則を改正

BIM図面審査で必要となる図書等の位置づけ等

●必要に応じ
告示を改正

BIM図面審査で、一定の要件を満たす場合は、一部「整合性確認」が省略できること等の追記

●課長通知
(技術的助言)

➢ 改正主旨、ポイント
➢ ガイドライン等の位置づけ、説明

(技術的助言でこの関係性を記述)

(参考テンプレートの位置づけをガイドラインに記述)

建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン[イ-1]

➢ BIM図面審査の概要、入出力基準及び申告書、審査環境、申請・審査の手順、留意事項を示したもの

別紙
(実施ツール)

入出力基準

・ BIM図面審査で用いる、BIMデータの作成等に関する基準

入出力基準適合申告書

・ BIM図面審査で用いる、入出力基準に従い図書の作成等を行ったことについて、設計者が申告を行う書類

確認申請図書表現標準

・ BIM 由来の PDF 図書について使用を推奨する図表現の標準

(申請・審査の考え方をガイドラインから引用)

申請審査者用マニュアル

・ 申請・審査の手順等を示したもの

ICBA確認申請用CDE マニュアル

・ 確認申請用CDEの使い方等を示したもの

支援ツール (部会・関係団体等が公開)

参考テンプレート

サンプルモデル等

ソフトウェアごとの用語読み替え表

● 建築BIM推進会議HP

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>

- 建築確認におけるBIM 図面審査ガイドライン（案）（令和7年3月）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001882638.pdf>
 - 別紙1：入出力基準（案）（令和7年3月）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001890391.pdf>
 - 別紙2：BIM図面審査における入出力基準適合申告書（案）（令和7年3月）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001890392.pdf>
 - 別紙3：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準（素案）（令和7年3月）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001882641.pdf>
- （仮称）BIM図面審査 申請審査者用マニュアル（素案）（令和7年3月）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001882642.pdf>
- 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）（令和6年7月）に対して行った意見照会の回答等については、第20回建築BIM環境整備部会を参照。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000196.html
- BIM図面審査説明会資料（令和7年7月10日）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000220.html

BIM図面審査開始までのスケジュール(予定)

	R6年度まで	R7年度				R8年度以降
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
BIM図面審査 制度の整備						
確認申請用CDE (ICBA)						

BIM図面審査開始
(R8年4月1日予定)

★建築基準法上の対応方針公表
(施行規則、告示等の改正を予定)

★BIM図面審査ガイドライン(案)

★事前公表版

★初版

★入出力基準(案)

★事前公表版

★初版

★入出力基準適合申告書(案)

★事前公表版

★初版

★確認申請図書表現標準(素案)

★事前公表版

★初版

★BIM図面審査マニュアル(素案)

★案

★初版

※あわせて制度説明会の実施を予定

★制度説明会実施(7/10)

制度説明動画
オンライン配信

★説明会実施(5/22)

運用準備
(ユーザー側)

★料金体系策定予定(8月)

★説明会実施(8/28)

★説明会実施(11月)

★WEBポータル開設(11月)